

「荒尾市農作物被害対策事業補助金」申請の手引き

令和8年3月11日

1. 荒尾市農作物被害対策事業補助金とは

近年、有害鳥獣、自然災害等による農作物被害が増加しており、農家の経営が不安定な状況となっているため、有害鳥獣、自然災害等による農作物被害防止に取り組む農家に対して一部補助を行うものです。

2. 補助対象者

【①有害鳥獣捕獲】

- ◇市内に住所を有する者
- ◇過去1年間に市内での有害鳥獣捕獲許可を受けている者

【②有害鳥獣防護】

- ◇市内に住所を有する者
- ◇農地等(家庭菜園を含む。)で農作物等を生産している者

【③自然災害防護】

- ◇市内に住所を有する者
- ◇農地等(家庭菜園を含む。)で農作物等を生産している者

3. 補助対象要件

- ◇申請者1人当たり年度1回までの申請とする(①～③の組み合わせは可)。
- ◇本補助制度を活用した者は、補助金の交付年度を除く3年間は本補助金の交付は受けられない(ただし、防護柵についてはその限りでない)。
- ◇国・県等の補助金を活用している場合、補助対象外とする。

4. 補助対象経費

【①有害鳥獣捕獲】

わな、捕獲通知機、電気止め差し機等の購入費(税込)

【②有害鳥獣防護】

防護柵、防鳥ネット等の購入費(税込)

【③自然災害防護】

防風ネット、寒冷紗(しゃ)等の購入費(税込)

5. 補助率・補助金の額

補助率:補助対象経費の1/2以内

※補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てる。

補助金の額:上限100,000円

6. 申請受付期間

令和8年4月1日(水)～4月17日(金)※必着

「荒尾市農作物被害対策事業補助金」申請の手引き

7. 申請方法

申請書類に必要事項を記入し、農林水産課までご提出ください(持参又は郵送)。

【申請先】

〒864-8686 ※住所不要

荒尾市役所 農林水産課 宛て

封筒に「荒尾市農作物被害対策事業補助金 申請書在中」と記載してください。

8. 申請書類

申請書様式は、荒尾市ホームページで申請様式をダウンロードしてください。

ダウンロードができない場合、農林水産課に設置する申請書をご使用ください。

【申請書類】

(1) 荒尾市農作物被害対策事業補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 補助対象経費が分かる書類(見積書等)

(3) 事業を実施する農地等の見取図及び写真 等

9. 留意事項

◇原則、交付決定後の事業着手となり、交付決定前の支出は対象外となるため、ご注意ください。

◇交付決定の時期は、5月下旬～6月上旬を予定しています。

10. お問い合わせ

荒尾市役所 農林水産課 農政係

電話番号:0968-63-1443 メール:norin@city.arao.lg.jp